

令和8年7月10日

懲戒処分等の公表について

このたび、町職員の自家用車による人身事故が発生し、該当職員について懲戒処分を行うこととしました。

大津町職員懲戒処分等の指針第4（懲戒処分の公表）に基づき、下記のとおり公表します。

関係者の皆さまには、多大なる御迷惑をおかけし、誠に申し訳ございません。今回の件を厳粛に受け止め、全職員に対し交通法規の遵守と安全運転の徹底を改めて指示し、町政の信頼回復に努めてまいります。

1 職員の処分について

(1) 懲戒処分について

所属	職名	年代	処分内容	非違行為の内容
健康福祉部 福祉課	主事	20代	戒告	自家用車による人身事故

(2) 処分年月日

令和8年7月10日

2 事案の概要

令和8年5月22日、職員が自家用車での通勤中に、助手席から落下した荷物を拾おうとして前方不注視となり、停車中の車両に追突する人身事故（首部痛等）を起こしたため、戒告処分としました。

再発防止策として、全職員に対し安全運転教育を徹底するとともに、交通法規の遵守と公務員としての自覚を持った安全運転の指導を強化し、町政の信頼回復に努めます

3 問い合わせ先

■処分に関すること

大津町役場 総務部 総務課

電話 096-293-3111（直通）